

令和 3 年度
(2021年度)

定例監査結果報告書

朝霞市監査委員



朝 監 発 第 3 4 号

令 和 4 年 3 月 2 4 日

朝 霞 市 長 富 岡 勝 則 様

朝 霞 市 監 査 委 員 石 川 孝 之

朝 霞 市 監 査 委 員 駒 牧 容 子

令 和 3 年 度 定 例 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 定 例 監 査 を 実 施 し た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 そ の 結 果 を 次 の と お り 報 告 し ま す 。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の重点項目	2
6	監査の着眼点	2
7	監査の実施場所及び期間	2
8	監査の結果	3
	○重点項目	
	（1）滞納整理状況について	3
	（2）長期継続契約について	4
	○その他	
	（1）適切な予算科目からの支出について	5
	（2）備品の取り扱いについて	5
	（3）施設の在り方について	6

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

2 監査の対象

市長公室	政策企画課、秘書課、シティ・プロモーション課、市政情報課
総務部	人権庶務課、職員課、財政課、財産管理課、課税課、収納課、入札契約課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課、環境推進課、資源リサイクル課、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コミュニティセンター
福祉部	福祉相談課、生活援護課、障害福祉課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、保育課、健康づくり課、保険年金課
都市建設部	まちづくり推進課、開発建築課、みどり公園課、道路整備課
上下水道部	上下水道総務課、水道施設課、下水道施設課
学校教育部	教育総務課、教育管理課、教育指導課、学校給食課
生涯学習部	生涯学習・スポーツ課、文化財課、中央公民館、図書館
その他	危機管理室、検査室、出納室、議会総務課、選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の主な実施内容

令和3年度定例監査は、朝霞市監査基準に準拠して、必要な事項を定めた実施計画書を作成し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正

かつ効率的に行われているかを主眼として、重点項目を定め実施した。

監査に当たっては、予め各課から関係資料の提出を求め、事務局による予備調査を行い、本監査においては、提出された資料の照合、関係職員との質疑応答等の通常実施すべき監査手続を実施した。

なお、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所及び朝霞駅前出張所は、現地においても監査を実施した。

5 監査の重点項目

- (1) 滞納整理状況について
- (2) 長期継続契約について

6 監査の着眼点

- (1) 滞納整理の状況、調定、時効等が適正に執行されているか。
- (2) 長期継続契約の手引きに基づき適正に行われているか。
- (3) その他
 - ①適切な予算執行がされているか。
 - ②備品の管理が適切に行われているか。
 - ③効果的、効率的な執務が行われているか。
 - ④財務に関する事務の適法性、妥当性及び経済性などに留意されているか。

7 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所
第2委員会室、監査委員室他

- (2) 監査期間
令和3年10月28日から令和4年1月31日まで

8 監査の結果

関係書類の調査及び関係職員との質疑応答等を行った結果、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正な事務処理が行われているものと認められた。

なお、留意すべき事項について、以下のとおり意見を付する。

○重点項目

(1) 滞納整理状況について

市税及び税外収入は、市が事業を継続的、安定的に実施していくための重要な財源であり、負担の公平性などを考え合わせれば、債権管理条例に基づく債権管理と効率的、効果的な徴収事務に努めなければならない。

このことを踏まえ、調定、徴収、滞納整理等収入に係る事務が法令等を遵守しているか、また、公平かつ効率的に行われているかなどを着眼点として関係書類の調査を行なった。

その結果、調定については、一部の債権で調定漏れや調定誤りが見受けられた。

調定事務は、債権を確定し適正に管理をするために必要不可欠であるので、遅滞なく正確な事務に努められたい。

債権については、本人が死亡しさらに相続人も不明などの理由で回収が困難なものや、古いものがあることを質疑応答の中で確認した。

担当課において、可能な限りの対策を講じてもなお債権回収が見込めない場合は、事務効率の向上のため適法性や公平性を確保したうえで不納欠損処理の検討をされたい。

なお、滞納額は、ここ数年の各課における適切な債権管理の取り組みや収納対策により減少傾向にあるが、今後においても新たな収入未済額の発生を抑制するため、期限内納付の促進に努めるとともに、

引き続き過年度分の滞納についてもより一層縮減に向けて取り組ま
れたい。

(2) 長期継続契約について

本市では、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、朝霞
市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び施行規則
が定められ、また、事務手順を示した長期継続契約の手引きが作成され
ている。

長期継続契約は予算の担保や契約締結後の内容変更が原則できず、法
令等の義務規定ではないため、対象とする業務をすべて長期継続契約と
する必要はないが、長期にわたる安定したサービスの享受や、毎年の契
約に係る事務負担の軽減が期待でき、また、受託者においては、長期的
な視野に基づいたサービスの供給や、従業員等の安定的な雇用に繋がる
と考えられることから、まずは、各課において長期継続契約の適否を検
討されたい。

なお、今回の定例監査では、車両、自動体外式除細動器（AED）、複
写機及び機械警備等の監査を実施したところ、概ね適切に契約が締結さ
れていた。しかし、一部の部署の単年度契約の中に長期継続契約が適し
ていると思われるものがあり、特に、当初に設置した機械警備の機器の
交換が難しいなどの理由で1者の随意契約をするのではなく、設置年数
や耐用年数などを考慮し、長期継続契約の検討をされたい。

○その他

(1) 適切な予算科目からの支出について

会計規則では、支出命令権者は、歳出を支出しようとするときは、年度別、会計別及び歳出科目の区分に誤りがないことなどを調査し確認した上、会計管理者等に支出の命令をしなければならないと定められている。

今回の監査では、当初に予算措置をしていない業務が発生したにもかかわらず、新たに予算科目を設定していないものや、適切な予算科目から支出されていないものが見受けられた。

支出科目の誤りによる支払先への影響は少ないものと認識はしているが、予算編成において、科目ごとに必要な予算を積み上げて予算要求を行っている以上、適切な予算科目からの支出は当然のことと考える。

適正な予算執行のためにも、当初予算計上時に十分精査するとともに、科目等の設定が必要な際は、関係課と調整の上、適切な運用に努められたい。

(2) 備品の取り扱いについて

物品（備品）は、普通地方公共団体の財産であり、常に良好な状態で管理し、その所有目的に応じて最も効率的に使用しなくてはならない。

市の物品に関する事務については、朝霞市物品規則で定められており、また、備品管理の適正化を図るために、備品の管理事務に関する要領が定められているが、今回の監査では備品の定義について認識の相違が見受けられた。

備品の管理事務に関する要領では「一品の取得価格が1万円未満でも机、椅子、ロッカー類、性質としては消耗品に属するものであるが形状の永続性のある標本、陳列品その他備品として保存の必要のある物品については備品とする。」と定義されているが、備品と考えられる1万円未満の物品を消耗品費で支出し、備品として登録していないものがあった。

このことは、備品の管理事務に関する要領が十分に理解されていないこと、参考となる備品の例などが示されていないことなどが原因と考えられる。このようなことから、要領の周知や備品類の例示を作成するなど、全庁的な共通理解を図られたい。

なお、破損した際に修繕費用をかけるよりも買い替えた方が、客観的合理性があると認められる物品もあるので、現在の定義が現状に即したものであるか検討し、引き続き適切な備品管理に努められたい。

(3) 施設の在り方について

本市では築年数が30年以上の老朽化が進んでいる公共施設が4割を超えており、修繕を含む維持管理費や大規模改修の時期が集中することから財源確保が大きな課題となっている。

この課題解決に向け、これまで、長寿命化対策、維持管理費縮減及び延床面積縮減の3つの方策を具体化した公共施設等マネジメント実施計画の策定や公共施設マネジメント基金が創設された。

今後は、施設の利用実績や市民サービスとして必要な水準と修繕を含む維持管理費等との費用対効果を考慮し、社会経済情勢の変化で意義が薄れている施設や民間と競合又は民間サービスで代替可能な施設の統廃合などを視野に入れつつ、多角的な視点に立って公共施設の在り方について検討されたい。

また、今回総合体育館で使用料の見直しを行ったが、他の公共施設の使用料についても、受益と負担の適正化の観点から、適切な料金・時間設定であるか検証を行うとともに、現在、施設によって扱いの差異が見受けられる附属設備等の使用料についても、公平性の観点から改めて見直しをされたい。

以上が、今回実施した定例監査の結果報告である。